

議案第 1 号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成29年 1 月19日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

定時制・通信制高校の74単位を超える履修単位に係る授業料について、高等学校等就学支援金制度の支給要件を満たす世帯の生徒を対象に、生徒からの申請に基づき、授業料免除を行なうため、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年条例第41号）
（高等学校授業料等の減免等）

第六条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があると認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「定時制課程」の次に「又は通信制課程」を、「平成22年政令第112号」の次に「。以下「施行令」という。」を加え、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定時制又は通信制の高等学校に在学する者のうち、74単位を超過して履修する者で、かつ、施行令第1条第2項に定める者に該当しない者

第6条第1項中「第2条第1項3号及び第4号」を「第2条第1項第3号、第4号及び第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育支援課

1 件名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 公立高等学校における授業料等については、平成22年度から実施された不徴収制度により無償となっていたが、制度見直しにより、平成26年4月1日以降に高等学校に入学する生徒を対象に高等学校等就学支援金制度が実施されている。
- (2) 高等学校等就学支援金制度では、所得制限を導入し、親権者等の市町村民税所得割額の合計額が304,200円未満の世帯の生徒に対し、授業料に充てるものとして高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）を支給するが、定時制及び通信制高校の単位制授業料における支給額は、学校教育法施行規則に定める卒業要件である通算74単位の上限が設けられている。
- (3) 高等学校卒業後の可能性を広げるためには、可能な限り多くの単位を履修することが望ましく、また、授業料負担による生徒の学習意欲を阻害しないためにも、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 高等学校等の授業料免除の対象として、「定時制又は通信制の高等学校に在学する者のうち、74単位を超過して履修する者で、かつ、施行令第1条第2項に定める者に該当しない者」について定める。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) この規則は、平成29年4月1日から施行する。

4 根拠法令

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年条例第41号）

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則111号）新旧対照表

| 新（改正案） | 旧（現行） |
|--|---|
| <p>第1条（略）</p> <p>第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、倒産などの家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者</p> <p>(2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者</p> <p>(3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程又は通信制課程においては48月）を超え、かつ、平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第2項に定める者に該当しない者</p> <p>(4) 就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者</p> <p>(5) 定時制又は通信制の高等学校に在学する者のうち、74単位を超過して履修する者で、かつ、施行令第1条第2項に定める者に該当しない者</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者</p> | <p>第1条（略）</p> <p>第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、倒産などの家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者</p> <p>(2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者</p> <p>(3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に定める者に該当しない者</p> <p>(4) 就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第2条第2項から第5条まで（略）</p> <p>（免除の申請手続）</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第3号、第4号及び第5号に該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第1項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。</p> <p>(1) 市町村民税所得割額を証明するに足りる書類</p> <p>(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類</p> <p>第6条第2項から第16条まで（略）</p> | <p>第2条第2項から第5条まで（略）</p> <p>（免除の申請手続）</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第3号及び第4号に該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第1項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。</p> <p>(1) 市町村民税所得割額を証明するに足りる書類</p> <p>(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類</p> <p>第6条第2項から第16条まで（略）</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。